

鳥取県告示第104号

平成24年鳥取県告示第670号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出）で告示したマルイ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出について、次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳 58-2 外
- 2 届出を行った者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島 893-15
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目 18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目 3-9
- 3 届出を取り下げた日
平成 25 年 1 月 31 日